

越谷市防災ラジオの有償配付に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、デジタル端末又は防災行政無線による情報の取得が困難である者が、市の配信する緊急情報等を屋内において容易に取得できるようにするための防災ラジオの有償配付（以下「配付」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急情報等 気象特別警報、避難情報その他の災害情報及び市長が特に必要と認める情報をいう。
- (2) 防災ラジオ 市の防災行政無線と連動して株式会社エフエムこしがやから発信される緊急割込放送の自動起動機能を備えたラジオ（AC電源アダプタ、取扱説明書等の附属品を含む。）をいう。
- (3) 有償配付 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第3号）第6条第1号の規定に基づき、防災ラジオを有償で譲渡することをいう。

(対象者等)

第3条 配付の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に在住する者
 - (2) 市内に事業所等を有する法人又は個人事業者
- 2 配付する防災ラジオの台数は、1世帯又は1事業所につき1台とする。

(配付の申込み)

第4条 配付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、越谷市防災ラジオ購入申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(配付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において、配付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により配付を決定したときは、越谷市防災ラジオ有償配付決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により配付をしないことを決定したときは、越谷市防災ラジオ有償配付落選通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

(負担金)

第6条 前条第2項の規定により配付の決定を受けた者（以下「配付決定者」という。）が負担する金額（以下「負担金」という。）は、市長が別に定める。

- 2 納付された負担金は、還付しないものとする。ただし、市長が特別の理由がある

と認めるときは、この限りでない。

(納期限及び引渡し)

第7条 配付決定者は、第5条第2項の規定による通知の通知日から起算して15日以内に負担金を指定の納付書により納付しなければならない。

2 市長は、前項の規定による負担金の納付を確認したときは、配付決定者に防災ラジオを引き渡すものとする。

(配付決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、配付の決定を取り消すことができる。

(1) 配付決定者から配付の決定の取消しに係る申出があったとき。

(2) 前条第1項に規定する期間内に負担金の納付がないとき。

2 市長は、前項の規定による配付決定の取消しを行ったときは、当該取消しに係る減額調定等の処理を行い、その経過を記録するものとする。

(目的外使用等の禁止)

第9条 配付を受けた者は、防災ラジオを目的外に使用し、又は転売することはできないものとする。

(返還命令)

第10条 市長は、配付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、防災ラジオを返還させることができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により配付を受けたとき。

2 前項の規定により防災ラジオを返還させた場合において、既に納付された負担金は返還しない。

(維持管理等)

第11条 防災ラジオの使用に係る電気料、電池の交換に要する費用、故障等不具合が生じた場合の修繕費用その他防災ラジオの維持管理に係る経費は、購入者において負担するものとする。

(損害賠償責任)

第12条 市長は、防災ラジオの使用により生じた事故等に対して、一切の責任を負わない。

(管理台帳)

第13条 市長は、配付に関し、防災ラジオの適切な管理のため、越谷市防災ラジオ管理台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年10月 7日市長決裁）
この要領は、令和4年10月 7日から施行する。

附 則（令和8年 3月18日市長決裁）
この要領は、令和8年 3月18日から施行する。